

*J*Forest

香川東部森林組合



真覚寺のクスノキ(さぬき市志度)

発行／香川県さぬき市寒川町石田東甲1708番地2

TEL 0879(43)0588

FAX 0879(43)0558

ごあいさつ



香川東部森林組合
代表理事組合長
有馬 督治

残暑厳しい折、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は組合運営に絶大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。東北地方太平洋沖地震に起因する大震災は東日本全域に甚大な被害をもたらしました。また、震災により発生した福島第一原子力発電所の重大な事故や、東日本地域の電力需給のひっ迫は、現在も国民生活に深刻な影響を与えています。

さて本年度の通常総代会を去る5月28日(土)午後1時30分からさぬき市寒川町農村環境改善センターで開催し、事業報告並びに事業計画など8議案を上程し、慎重な審議の結果全議案を原案のとおりご承認頂きましたのでご報告申し上げます。

平成22年度事業につきましては、造林事業、治山事業、保全事業等各事業の推進に積極的に取り組み、事業量の確保に努めてまいりました。また労働災害撲滅のため、安全教育の実施、安全意識の向上を図り、ゼロ災を目標に努めてまいり、総事業収入は計画を上回る4億7千9百万円でしたが、税引前当期利益は計画の496万円に対し327万円と厳しい数字となりました。

さて、森林・林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況であります。国の施策による「森林・林業再生プラン」に基づき、10年後の木材自給率50%を目標に動き出しております。また長引く木材価格の低迷により間伐等の施業方法も低コスト化へと移行しており、国の林業施策の方向転換で、森林組合も大きな転換期を迎えております。

このような状況の中、今年度の組合運営につきましても公共事業の落ち込み、木材価格の低迷、造林事業標準単価の見直しなど予想以上に厳しい状況になると思っておりますが、組合の目標、計画達成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。また、平成24年度からは、森林計画の見直しに伴い、「森林経営計画」の認定を受けた方が補助の対象になりますので、今後も組合員とのつながりをより密にして、森林経営計画の樹立をし、集約化・団地化施業による造林事業の推進など、計画的な事業の実施を役職員、整備員一同一丸となって組合運営に努めてまいります所存でございます。

最後になりましたが、今後とも組合員の皆様方のご協力と関係行政機関のご指導、ご援助をお願い申し上げます。ご挨拶いたします。



平成23年3月に導入した建設機械(バックホー7tクラス)

平成23年度通常総代会開催

開催日時 平成23年5月28日(土)PM1:30～

場所 さぬき市寒川町農村環境改善センター

総代総数199名(出席総代数134人、委任状1人、書面議決書30人、合計165人、出席率82.9%)

議長 白鳥地区総代 木村 正憲氏

総代会提出議案

第1号議案

平成22年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認について

第2号議案

平成23年度事業計画設定について

第3号議案

平成23年度事業資金借入最高限度額の決定について

第4号議案

一組合員に対する貸付金の最高限度額及び貸付金利率の決定について

第5号議案

債務保証の最高限度額の決定について

第6号議案

余裕金の預入先金融機関の決定について

第7号議案

造林補助金取扱手数料及び受託手数料の決定について

第8号議案

役員報酬額承認について

平成23年度通常総代会提出議案はすべて原案のとおり承認されました。

総代会の様子



組合長の挨拶



議長 白鳥地区総代



総代の皆様

平成22年度決算状況

平成22年度 財産状況

(単位:円)

(単位:円)

資産の部		
1	流動資産	372,653,309
2	有形固定資産	91,496,837
3	無形固定資産	74,984
4	外部出資金	25,535,000
5	その他資産	5,389,370
6	繰延資産	2,915,717
	資産合計	498,065,217

負債の部		
1	流動負債	87,963,282
2	固定負債	27,873,651
	負債合計	115,836,933
純資産の部		
1	出資金	186,997,000
2	剰余金	195,231,284
	純資産合計	382,228,284
	負債及び純資産合計	498,065,217

平成22年度 事業の収支

(単位:円)

事業区分	収入金額	支出金額	損益	
1 指導部門	14,637,000	6,307,712	8,329,288	
2 販売部門	8,084,683	5,577,614	2,507,069	
3 森林整備部門	①森林整備	238,247,640	185,261,887	52,985,753
	②利用	189,411,798	147,598,399	41,813,399
	③福利厚生	191,520		191,520
	④購買	28,426,288	26,533,065	1,893,223
	⑤金融	477,839	474,839	3,000
	合計	479,476,768	371,753,516	107,723,252

平成22年度 損益計算書

(単位:円)

科目	小計	合計
1	事業総収益	479,476,768
	事業総費用	371,753,516
	事業総利益	107,723,252
2	事業管理費	105,988,440
	事業利益	1,734,812
3	事業外損益	975,042
	経常利益	2,709,854
4	特別損益	568,007
	税引前当期純利益	3,277,861
5	法人税及び住民税	-300,000
6	当期剰余金	2,977,861



平成22年度 剰余金処分

(単位:円)

摘 要	積 算 内 訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期未処分剰余金				
1 前期繰越金			2,745,464	
2 当期剰余金			2,977,861	
II 任意積立金取崩額			0	0
計				5,723,325
III 剰余金処分額				
1 法定準備金	当期剰余金の1/5以上		1,000,000	
2 出資配当金	出資金の1%		1,869,970	
3 任意積立金				
(1)損失補填積立金				
計				2,869,970
IV 次期繰越剰余金				2,853,355



(注)・次期繰越剰余金の内2,000,000円は教育情報資金である。
 ・平成22年度の出資配当金は組合で預り、平成27年度に支払する。

お 知 ら せ

○組合員の方に次のようなことがありましたら必ず組合に届出をお願いします。

- ①山林を売却し、所有山林面積が0.1ha未満になったとき。
(組合員の資格が無くなりますので脱退の手続きをお願いします。)
- ②組合員が死亡した時は相続人の代表者に名義変更の手続きをお願いします。
(死亡と同時に組合員の資格が無くなり、出資金、配当金の支払ができなくなる場合があります。)
- ③組合員の住所が変わった時は必ず組合にご連絡してください。

○平成22年度も出資配当を行っています。

配当金の支払は

- ・平成22年度の出資配当金は全地区の組合員の配当金を組合で一時お預かりし、平成27年度に一括してお支払します。
- ・配当金の支払明細書は、広報誌と一緒に送りますのでご確認ください。

○出資金増資のお願い

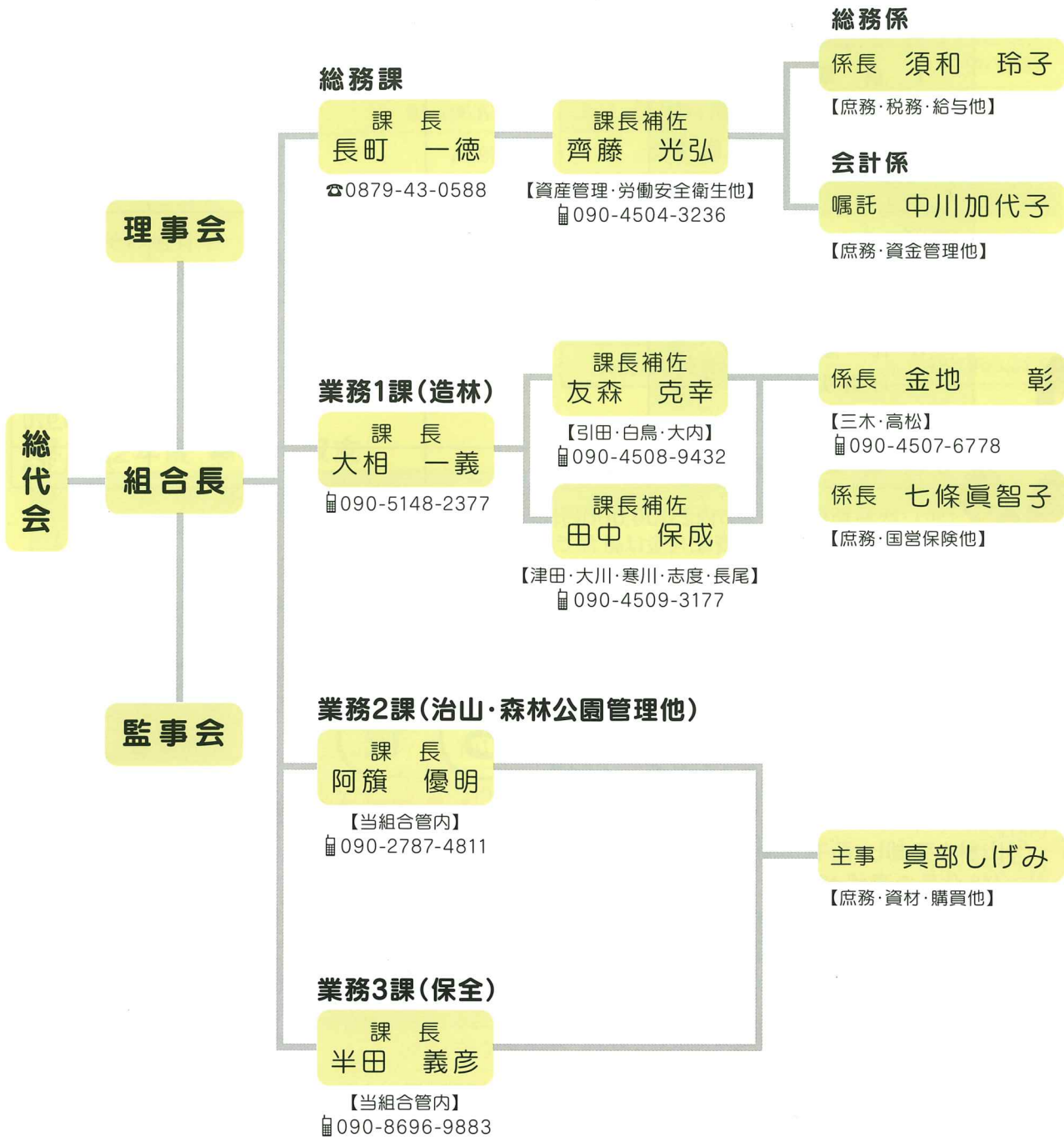
現在の出資金額は186,997千円で1人当りの平均出資金額は約59千円となっておりますが、まだ出資の格差が大きく、総代会等で格差の是正の声も出ています。引き続き、出資口数の少ない方に増資をお願いしたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

※何かご質問等がありましたら組合までご連絡ください。



香川東部森林組合組織図

平成23年6月1日現在



【 】内は担当区、主な職務

人事異動

平成23年6月1日付で職員的人事異動がありましたので、お知らせします。

様々な分野で施策を推進し、組合員の皆様に
 計画的で効率的な事業を全力で展開してまいります。

森林経営計画をたてましょう!

森林法の改正により、平成24年4月から、森林所有者等が作成する計画が「森林施業計画」から「森林経営計画」に変わります。

I 森林経営計画とは…

森林経営計画は森林所有者等が作成する、森林の経営に関する5年間の計画です。平成24年度から国庫補助造林事業の補助を受けるためには、「森林経営計画」をたてて、市町の認定を受ける必要があります。

1. 計画をたてるための要件は?

- ① 100ha以上の森林を持っている人は、一人で自分の森林全てについての経営計画をたてることができます。
- ② 林班の1/2以上の面積の森林を持っている人は1人でその林班の経営計画をたてることができます。
- ③ 林班の1/2以上の面積の森林を持っていない人は、林班の1/2以上の面積になるように、周りの森林所有者と共同で経営計画をたてることができます。
- ④ ②、③の場合は、森林組合などに森林経営を委託して、計画をたててもらうことができます。

*林班とは…字界又は天然地形をもってその面積がおおむね50haとなるように設定されている森林区画の単位。

森林計画図(みどり整備課や林業事務所等に配備)などで確認可能。

*森林経営の委託とは…

いつ、どこで、どんな施業をするのかを森林組合などに任せる契約(森林経営の委託契約)を結ぶことです。あらかじめ、どのような考え方で施業を行うか、経費の負担の仕方や、施業実施の報告の方法など、委託先と打ち合わせる必要があります。

2. 森林経営計画の内容は?

森林経営計画には次の内容を書く必要があります。

- ① 森林経営の長期の方針
- ② 計画の対象となる森林の現況(場所、面積、樹種、林齢など)
- ③ 伐採・造林・間伐の計画(時期や面積、方法など)
- ④ 保育の種類別の計画(下刈や枝打ちなどの面積)
- ⑤ その他(森林病害虫の駆除や予防の方法、火災の予防の方法など)

*添付図面として既設・新設予定の森林作業道の図面が必要です。

3. 森林経営計画の認定を受けるためには？

計画の対象となる森林がある市町に計画書を提出して認定を受ける必要があります。

計画の内容が、各市町が作成している市町村森林整備計画に適合していることや国が示す基準を満たしていることが必要です。



まずは、森林組合や県林業事務所などに相談してください！

II 国庫補助造林事業について

平成24年度から、森林計画制度の見直しに伴い、「森林経営計画」の認定を受けた方が補助の対象となります(表1のとおり)。

(平成23年度については、現行の「森林施業計画」の認定を受けた方等が補助の対象となっています)

表1 補助の対象者の比較

年度	施業内容	補助の対象者
H23	間伐の場合	① 森林施業計画の認定を受けた方 ② 特定間伐等促進計画(市町長が作成)における特定間伐等の実施主体
	間伐以外 (下刈や植栽等)	① 森林施業計画の認定を受けた方 ② 特定間伐等促進計画(市町長が作成)における特定間伐等の実施主体 ③ 上記の①及び②に該当しない施業の実施者等
H24～	全て	① 森林経営計画の認定を受けた方 (平成24年度からの補助を受けるために必要な要件等については未定な部分がありますので、明確になった時点で改めて情報提供させていただきます。)

◎お問い合わせ先

森林経営計画について _____

香川県みどり整備課森林政策グループ

電話:087-832-3464

国庫補助造林事業について _____

香川県みどり整備課森林整備グループ

電話:087-832-3459